都城市事業承継マッチング支援プラットフォーム掲載事務取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、事業の譲渡等を希望する市内事業者を事業承継マッチング支援プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）に掲載することにより、事業の譲渡等を希望する市内事業者の情報を広く第三者に提供し、もって市内事業者の後継者問題等の解決を図るため、掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

（掲載基準）

第２条　プラットフォームに掲載することができる事業者は、次の事項のいずれかに該当する者とする。

（１）　法人又は個人で、市内に本社又は事業所、工場等を有している事業者で、親族外への事業等の承継を希望する者

（２）　その他市長が適当と認める者

２　次の各号いずれかに該当すると認められるものは掲載しないものとする。

（１）　都城市暴力団排除条例（平成２３年都城市条例第２１号）条例第２条第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団関係者であること

（２）　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に掲げる風俗営業に該当するもの

（３）　貸金業法（昭和５８年法律第３２号）第２条第１項に規定する貸金業に関するもの

（４）　政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

（５）　公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

（６）　市の掲載としてふさわしくないもの

（７）　その他市長が適当でないと認めるもの

（申込方法）

第３条　掲載を希望する事業者は、都城市事業承継マッチング支援プラットフォーム掲載申込書（別記様式第１号）に必要な事項を記入し、市長に提出するものとする。

（掲載内容の変更）

第４条　掲載内容は、プラットフォーム編集の最終校正までに変更を行うことができる

（掲載順序）

第５条　掲載順序は、申込書の先着順とし、市長が別に定める掲載件数を上限とする。掲載を希望する者が掲載順序及び時期等を指定することはできない。

（免責）

第６条　プラットフォームへの情報掲載及び掲載内容による直接的、付随的、結果的若しくは間接的な損害、経費発生、損失又は責務について本市はいかなる責任も負わない。

（掲載料）

第７条　プラットフォームへの掲載料は無料とする。

附　則

この要領は、令和８年７月３日から施行する。

別記様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

（宛先）都城市長

都城市事業承継マッチング支援プラットフォーム掲載申込書

事業所名称 （屋号等）	
住　　所	〒
代　表　者	（肩書　　）
担　当　者	（肩書　　）
連　絡　先	固定電話（　　－　　－　　） ＦＡＸ　（　　－　　－　　） 携帯電話（　　－　　－　　）
業　　種	
創　業　日	年　　月　　日
事業の概要	
事業承継の条件等	

暴力団排除及びプラットフォーム掲載条件に関する誓約書及び同意書

１．申請者（個人及び法人等の役員等）は、条例第２条第２号に規定する暴力団員及び第３号に規定する暴力団関係者に該当しないことを誓約します。
２．条例に基づき、市が暴力団を利することがないことを確認するため、市の求めに応じて個人及び法人等の役員等に関する個人情報を提供し、その情報を市が警察機関へ照会することに同意します。
３．誓約事項に虚偽があった場合、又は同意事項に反した場合は、掲載の取消及び不利益を被ることとなっても一切異議は申し立てません。
４．プラットフォーム掲載申込書の記載事項について、市がプラットフォーム運営事業者に情報提供することに同意します。
５．プラットフォーム掲載にあたり、記事掲載のためにプラットフォーム運営事業者が行う取材等に協力することに同意します。

上記の事項について確認の上、誓約及び同意します。

氏名（署名又は記名）

（法人等にあっては、その名称及び代表者の肩書・氏名）